

工事に関する最低制限価格制度の取扱い要領

1 目的

地方自治法施行令第167条の10第2項及び、津山市契約規則第9条の規定に基づき、入札事業者が入札した価格によっては、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることにより、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的とする。

2 対象

工事請負契約を締結しようとする場合における競争入札で、予定価格（税抜）1億円未満のものを対象とし、予定価格（税抜）1億円以上のものは、低入札調査価格を設定する。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。なお、予定価格（税抜）1億円未満のものに低入札調査価格を設定する場合は、入札公表時に明らかにするものとする。

3 最低制限価格の設定

最低制限価格の率は、88.1%から92.0%の40通りの率とする。

4 最低制限価格の決定

最低制限価格については、津山市電子入札実施要領に基づき決定された率を予定価格に乗じて決定する。

最低制限価格は、事後公表(電子入札システム、ホームページ等)する。

5 落札決定

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した事業者のうち最低の価格をもって入札した事業者を落札者とする。

最低制限価格未満及び、予定価格を超えて入札した事業者は、失格とする。

落札となるべき価格で入札した事業者が複数いる場合は、電子くじ（津山市電子入札実施要領参照）により落札事業者を決定する。

失格者以外の入札事業者のうち、最低入札価格が予定価格の97%以上の場合は、高落札率入札調査を実施する。『工事に関する高落札率入札調査制度の取扱い要領』を参照のこと。

6 施行

この要領は、平成20年7月1日から適用する。

改正 平成21年2月2日

平成21年7月1日

平成22年7月1日

平成23年7月1日

平成28年4月1日

平成31年4月1日

令和3年4月1日

令和5年4月1日